

金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習のご案内

建設業労働災害防止協会高知県支部

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（以下「金属アーク溶接等作業」という。）に係る作業主任者は、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）第27条において、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習（以下「特化物技能講習」という。）を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないとされています。

現在、特化物技能講習の受講者の多くが金属アーク溶接等作業のみに従事する者となっていること等を踏まえて、特化物技能講習の講習科目を金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習（以下「金属アーク溶接等限定技能講習」という。）を新設し、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、金属アーク溶接等限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする改正が行われます。

なお、従前どおり、金属アーク溶接等作業を行う場合において特化物技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任しても差し支えありません。

※こちらの講習の修了者は金属アーク溶接等作業主任者に選任できますが、金属アーク溶接の作業ができるものではありません、作業に従事するためには別途特別教育を受講する必要があります。

記

- 開催日時：①令和6年 8月21日(水)9：20～17：30(修了考査を含む)
②令和6年12月 6日(金)8：50～17：00(修了考査を含む)
- 会場：①高知県県民文化ホール第6多目的室(高知市本町4丁目3-30)
②高知県建設会館 4階 ホール(高知市本町4丁目2-15)
- 受講資格：満18才以上の者（経験不問）
- 講習費用：1人受講料 税込み18,106円（テキスト代1,606円を含む）
- 申込方法：当支部HPより申込書ダウンロードの上、必要事項を記入(必要書類添付)し、郵送又はご持参下さい。
- 問合せ：建設業労働災害防止協会高知県支部
TEL：088-822-0321 FAX：088-822-0513
- 備考：遅刻・途中退場は、失格になります。
本講習受講に関する詳細は建災防高知県支部HPにてご確認下さい。
最終日に筆記テストがあり、合格者に修了証をお渡し致します。